

ワクチン接種後の高齢者施設等における当面の感染予防対策について

1 基本的な考え方

高齢者施設等においては、利用者及び従事者のワクチン接種が進んでいるところであるが、ワクチン接種後も 100%感染を防ぐことができるわけではないこと、また、市中においてはまだ集団免疫が獲得されておらず、新型コロナウイルス感染症は収束していないことから、引き続き感染防止対策を継続する必要がある。

そのため、高齢者施設等については、利用者、職員共にワクチン 2 回接種が終了した場合においても、下記の 4 つの感染対策を引き続き実施し、感染対策に努めていただくとともに、都道府県等からの感染防止措置の要請等を遵守した行動をとっていただく必要がある。

【4 つの感染対策】

- ・ 常時マスクの着用
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 標準予防策の実施
(飛沫等を浴びる可能性が高いケアの際には、マスク、ガウン、手袋、フェイスガードを着用)
- ・ 健康観察の徹底

2 利用者の QOL 低下への配慮

感染防止対策による長期に渡る面会制限や、レクリエーション、リハビリテーションの制限などにより、利用者の QOL の低下が懸念されているところである。ワクチン接種は 100%感染を防ぐものではないが、感染リスクは低下しているため、できるだけ利用者の QOL を低下させないように、より積極的な対応を行うことが必要である。

(1) 面会

上記 1 で記載のとおり、感染防止対策は引き続き実施する必要があるため、面会制限は継続する。しかしながら、ワクチン接種により感染リスクが低下していることを踏まえ、面会ガイドライン P4 実践例を参考にし、感染対策を取りながら対面による面会の実施などについて、制限レベルを緩和した面会の工夫は可能であるため、家族等との交流の機会を積極的に確保する。

また、ワクチンを打っていないご家族等に対し、著しく不当な扱いを行うことがなく、必要な対策を取りながら面会できるよう、ワクチン接種後の対応について、指針等で定め、ご家族等に十分に説明する必要がある。

(2) レクリエーション・リハビリテーションの実施

上記 1 で記載の感染防止対策を実施し、換気なども十分に行った上で、密集しない程度に実施人数の制限を緩和する、マスク着用を条件に声を出してのリハビリテーションを実施するなど、ワクチン接種前よりも制限を緩和した方法の選択が可能のため、積極的にレクリエーション・リハビリテーションを実施する。

(3) ボランティアの受入

利用者の QOL の向上のため、ボランティアとの交流は有効であるため、4 つの感染対策を徹底した上で、施設内への受入は可能とする。

ワクチン接種後の高齢者施設等における感染予防対策についての Q&A

| 区分 | 問い | 答 | |
|------------------------------|--|--|--|
| 施設への対応 | 引き続き施設内での3つの密を避ける必要があるか | 引き続き継続する必要がある | |
| | 1時間に2回以上の換気を行う必要があるか | | |
| 職員の対応※ | マスク着用、手指消毒等の感染症対策は必要か | 引き続き継続する必要がある | |
| | 職場外でも3つの密を避ける必要はあるか | | |
| | 日々の健康観察は必要か | | |
| | 発熱や風邪症状がある場合は出勤停止する必要があるか | これまでと同様の考え方を継続する | |
| | 出勤停止する基準はこれまでと同様(37.5℃以上の発熱、風邪症状等)の考え方でよいか | | |
| | 不要不急の外出を制限する必要があるか | 都道府県等からのまん延防止措置等の要請がある場合は、要請内容に従って行動いただきたい | |
| | 休憩時に他の職員と距離を取る必要があるか | マスク着用の上、密集しない程度に他の職員と休憩することは可能である | |
| 利用者への対応 | 共通 | マスク着用可能な方には着用してもらう必要があるか | 引き続き継続する必要がある |
| | | 着用が難しい方と密接してケアをする場合、フェイスシールドの必要はあるか。 | |
| | レクリエーション | 同じ時間帯の実施人数を制限する必要があるか | 感染対策に留意した上で、密集しない程度に人数制限等を緩和できる |
| | | 利用者同士の距離を保つ必要があるか | |
| | | 声を出してのレクリエーションは実施可能か | マスク着用の上声を出してのレクリエーションは可能である |
| | 通所系サービス | 利用前に健康観察をしてもらう必要があるか | 引き続き継続する必要がある。 |
| | | 症状があった場合は利用を断ることは可能か | |
| | | 利用を断る基準は、これまでと同様(37.5℃以上の発熱、風邪症状等)の考え方でよいか | これまでと同様の考え方を継続する |
| | 発熱等の症状が出た場合 | 検査の必要はあるか | ワクチン接種終了後も、感染リスクはゼロではないため、症状が現れた場合は速やかに検査を実施し、陰性が確認されるまでは、隔離、感染防御、面会停止など感染疑い者への対応はこれまでと同様に継続し必須とする |
| | | 入所利用者の場合隔離する必要があるか | |
| | | ケアの際フェイスシールド、マスク、ガウン、手袋を装着する必要があるか | |
| | | 施設全体の面会等を停止する必要があるか | |
| | 面会について | ワクチン接種後の対応については、面会ガイドラインに沿って、事前に指針等で定め、家族へ説明する必要がある。 | 面会制限は引き続き必要であるが、感染リスクは低下しているため、感染対 |
| 利用者、面会者ともにワクチン2回接種後は面会制限は必要か | | | |

| | | |
|-----|---|--|
| | | 策をとりながら、時間制限や人数制限をした上での直接対面など制限を緩和した方法を選択することは可能である。 |
| | 利用者、面会者双方がワクチンを接種済みの場合、マスク着用の上、面会者がパーテーション越しではなく、隣から耳元で話しかけてもいいか。 | 双方マスクを着用している場合は可能である。 |
| | 利用者、面会者がワクチン接種済みの場合 面会者がマスクを外して口の動きを見せながら話すことを認めていいか。 | マスクはできるだけ着用する必要がある |
| | 利用者のみワクチン接種終了し、面会者が終了していない場合はどうか | 市中の感染状況により、まん延防止措置が講じられているなどの場合は、出来るだけ感染リスクが低い方法での面会を選択することが望ましいが、ワクチン未接種を理由とした面会禁止といった不当な制限は避ける |
| | 面会者がワクチン未接種だが、PCR検査を受け、陰性だったとの申し出があった場合はどうか | PCR検査は、検査時点での陰性を確認するものであり、感染の有無を証明するものではないため、上記と同様市中の感染状況を踏まえて面会方法を選択する必要がある。 |
| | 面会者がワクチン接種済みであるかどうかはどのように確認したらよいか | 接種した医療機関等で接種記録は発行されているため、相手の同意があれば提示を求めることは可能であるが、面会に関する指針等にその旨を明記し、家族に理解を求める必要がある。 |
| その他 | 委託業者等の立ち入り制限は継続する必要があるか | 4つの感染対策を実施した上で、施設内の立ち入りやボランティアの受入は可能とする |
| | ボランティアの受入は可能か | |

※ 職員、通所系サービスの利用者については、ワクチンを2回接種した場合に限る。